

令和3年度(2021年度)真和高等学校入学試験に係る新型コロナウィルス感染症に  
対応した試験実施について

～1 本校の対応【試験場の衛生管理体制等の構築】～

令和2年12月7日 真和中学・高等学校

入学者選抜においては、十分な感染拡大防止対策を講じた上で試験を実施し、受験機会の確保を図ることが重要であることを踏まえ、また、熊本県からの通知を受けて下記のように入学試験実施を行います。

記

1 本校の対応【試験場の衛生管理体制等の構築】

(1) 事前の準備

① 試験室の座席間の距離の確保

試験場ごとに、あらかじめ感染拡大の防止策を講じていることを踏まえ、座席の配置は、受験者間(左右は肩と肩 1m、前後は胸と背中 1m)に充分な間隔を確保します。

② マスク、速乾性アルコール製剤の準備

試験場内における飛沫感染防止のためのマスクの着用をお願いします。万が一忘れた場合には本校係員に申し出てください。

また、試験場入口や試験室ごとに速乾性アルコール製剤を配置していますので、入場のたびごとに必ず消毒を行ってください。

③ 試験監督者等の体調管理等

当日試験業務に携わる試験監督者等については、試験前7日程度を目安に、各自で毎朝の検温し、その結果を記録するとともに、体調不良者がいた場合は、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をとることとしています。

④ 別室の確保

以下のi～iiiの対象者については、それぞれ別室を準備する予定です。

i 体調不良者(通常の疾患やけが等)

ii インフルエンザ等感染症感染者(新型コロナウィルス感染症感染者以外)

iii 当日発熱・咳等の症状のある者

なお、以下のア～エの対象者については事前にご相談ください。

ア 特別の事情によりマスクの着用が困難な者

イ 無症状の濃厚接触者(詳細は1(2)⑤及び⑥を参照)

ウ 医療的ケアを必要としたり、基礎疾患があつたりすることで、新型コロナウィルスに感染した場合に症状の重篤化が想定され、特に感染予防の対応を必要とする者

エ 合理的配慮を要する障がいのある者

## ⑤ 試験室の清掃及び机、椅子の消毒

試験前日は試験室の清掃を十分に行い、消毒用アルコール(熊本県のガイドラインに基づき、次亜塩素酸ナトリウム液(漂白剤)を希釀したものや界面活性剤を使用する場合もあります)を使用して、机、椅子の拭き取りを行います。なお、トイレ、手すりについても、同様の対応をします。

試験開始前の72時間以内に、生徒、職員等の感染が判明した場合には、保健所等と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒します。

## ⑥ 集合時及び試験場への入場方法の検討

受付時は、受験者同士の間を充分にとり、会話を控えていただくようお願いします。また、入場に当たって係員の指示や、掲示に従って入場してください。

## ⑦ トイレの使用

トイレは感染リスクが比較的高いとされていることから、時間の余裕を持って使用するようにしてください。トイレの使用についても掲示等を行っていますので指示に従って利用してください。トイレの換気は常時行っています。

なお、発熱・咳等の症状のある受験者や無症状の濃厚接触者に該当する受験者等の場合はトイレは別に準備してありますので、係員におたずねください。

## ⑧ 試験終了時の試験室からの退出方法の検討

試験終了時の混雑を避けるため、各試験室からの退出は順番に行いますので、係員の指示に従ってください。

## ⑨ 引率者等控室の設置

試験場への入場者数や集団の形成を極力抑制する観点から、引率者等控室については原則設置いたしません。受験者への付き添いが必要な場合は係員に申し出てください。ただし、この場合も、受験者と同等の感染予防を講じていただくことが条件となります。

## ⑩ 試験監督者等に対する感染対策

「三つの密」の回避や、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を日常から実践しております。

## ⑪ 関係機関との連携・協力体制の構築

感染者が出た場合に備え、試験場ごとの受験者リストを作成しておくとともに、関係機関との連携が円滑に行えるように準備をしています。

## (2) 試験当日の対応

### ① マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では、昼食時を除き、マスクの着用を行ってください。フェイスシールドやマウスシールドの着用のみは不可です。また、休憩時間や

昼食時等については他者との接触、会話を控えるようにしてください。

ただし、写真票との照合等、受験者本人確認の際はマスクを外していただく場合があります。

なお、特別の事情によりマスクの着用が困難な場合は、事前に申し出ていただくことで別室室での受験を可能とします。

## ② 試験場入場前の対応

受付時に体温測定を行います。また、発熱・咳等の症状のある場合はその旨を申し出るようしてください。

## ③ 試験室ごとの手指消毒の実施

試験室への入退出のたびに、入り口に設置してある消毒液で手指消毒を必ず行ってください。これは、試験監督者等も同様に行います。

## ④ 発熱・咳等の症状のある受験者への対応

試験開始前に発熱・咳等の症状の有無を試験監督者より確認します。発熱・咳等の症状のある受験者がいた場合には、本人の申出の有無にかかわらず、別室での受験をお願いしますので、係員の指示に従ってください。

また、試験中、明らかに激しい咳を何度もしているなどの症状があり、他の受験者に影響があると試験監督者が判断した場合は、その受験者の受験を中断し、別室での受験を指示することがあります。

## ⑤ 無症状の濃厚接触者<sup>\*</sup>への対応

\*本ガイドラインにおける濃厚接触者には、保健所から濃厚接触者に該当すると伝えられた者のか、過去 2 週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域から日本に入国した者を含む。

以下の i～iv のいずれの要件も満たし、本文書で示す感染対策が講じられている場合には、無症状の濃厚接触者の受験を認めます。

i 初期スクリーニング(自治体による PCR 試験又は検疫所における抗原定量試験)の結果、陰性であること(一般のクリニック等での試験は認めない)。  
※試験結果が判明するまでは受験不可とする。

ii 受験当日も無症状であること

※保健所において濃厚接触者であることや PCR 試験の結果が陰性であることを文書等で証明することはないため、受験者から試験の前日までに、出身小学校長を通じて無症状の濃厚接触者であることの申し出をあらかじめ受け、上記 i 及び ii の要件を満たすことを確認した上で受験を認めます。

iii 公共の交通機関(電車、バス、タクシー等)を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験会場においてください。(交通機関としては自家用車等の利用が考えられます。)

iv 終日、別室で受験すること

## ⑥ 無症状の濃厚接触者が受験する別室の感染対策

別室での受験を認める場合には、以下の対策を講じることとしています。

i 建物内において、別室まで他の受験者と接触しないようにします。

※受験者同士の距離を一定間隔空けるなどの対策を取ることとします。

ii 別室では受験者の座席間隔を 2 メートル以上確保します。

iii 受験者と試験監督者の距離を 2 メートル以上(答案回収等の際にはこの限りではありません)確保します。

iv 受験者も試験監督者もマスクの着用を義務付けるとともに、入退室時の手指消毒を徹底します。

## ⑦ 体調不良の試験監督者等への対応

当日試験業務に携わる試験監督者等に体調不良者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をとることとし、試験業務は行いません。

## ⑧ 換気の実施

可能な限り換気の頻度を多くするとともに、試験場の 4 隅の窓は常時開放します。また、少なくとも試験終了ごとに、すべての窓を開放します。

## ⑨ 昼食時の対応

昼食時の受験者同士の会話はひかえてください。また、接触を最大限に抑制する観点から、食事用控室の開放等は行いませんので、受験者は指定した席で食事をすませてください。

## ⑩ 試験終了時の周知

係員の指示に従って、退出の順番が来るまでそのまま待機することとし、試験場内ではマスクを廃棄しないでください。

また、各自寄り道などはせず、なるべくまっすぐ帰宅し、帰宅後はまず手や顔を洗い、うがいをするようにしてください。

## (3)試験終了後

### ① 試験監督者等の健康観察

当日試験業務に携わった試験監督者等については、毎朝、体温測定や体調の観察を行うこととし、体調不良者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をとるようにしています。

### ② 試験室の机、椅子の消毒

試験終了後、試験会場や関係の部屋やトイレ及び設備等は消毒を徹底します。

### ③ 保健所等の行政機関への協力

試験終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受験者や試験監督者等がいた場合には、すみやかに域内の保健所及び熊本県総務部総務私学局私学振興課に連絡することとします。また、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行います。